

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2019年11月13日

【計算期間】 第6特定期間
(自 2019年2月21日 至 2019年8月20日)

【ファンド名】 YMアセット・好配当日本株ファンド
愛称：トリプル維新（好配当日本株）

【発行者名】 ワイエムアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 廣中 享二

【本店の所在の場所】 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号

【事務連絡者氏名】 原田 知幸

【連絡場所】 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号

【電話番号】 083-223-5186

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、わが国の株式に投資し、高水準の配当収入の確保と値上がり益の獲得を通じ、信託財産の成長をめざします。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・ 追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産 (収益の源泉)	株式
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式一般））
	決算頻度	年4回
	投資対象地域	日本
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ

(注1)商品分類の定義

- 「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- 「国内」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

(注2)属性区分の定義

- 「その他資産」…組入れている資産
- 「株式一般」…大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- 「年4回」…目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
- 「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)	
	年2回		
	年4回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド
	年12回 (毎月)	欧州	
	日々	アジア	
	その他 ()	オセアニア	
不動産投信		中南米	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ
資産複合 ()		中近東 (中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <https://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

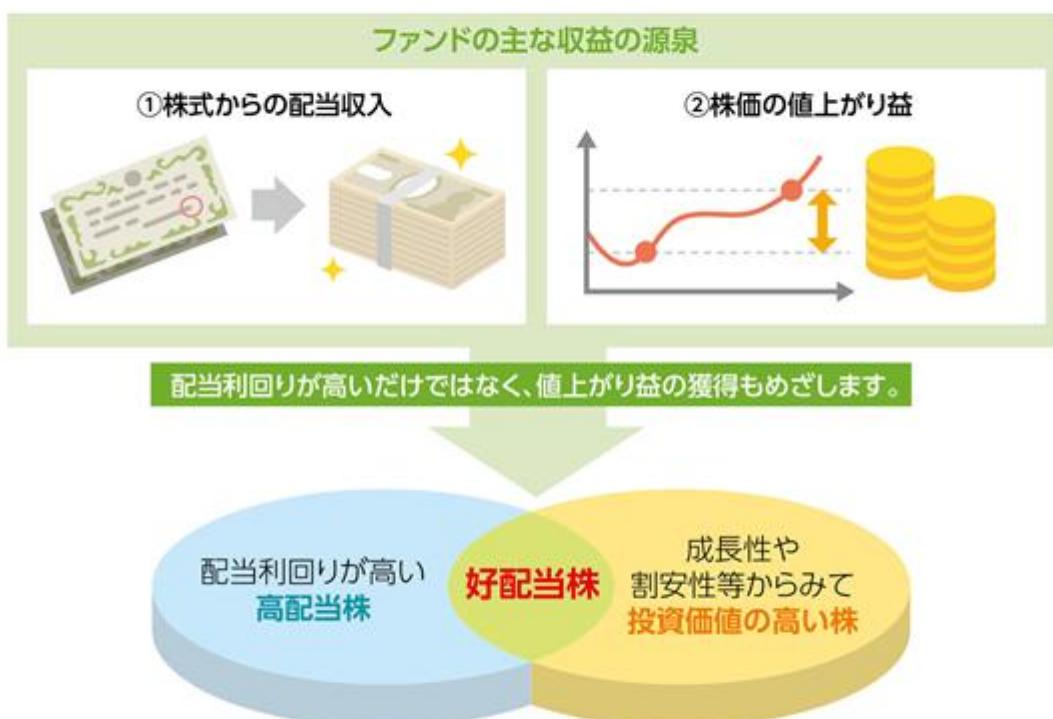
<ファンドの特色>

ファンドの特色

1

投資信託証券への投資を通じて、
わが国的好配当株式に投資します。

- 株式への投資にあたっては、予想配当利回りが高いと判断される銘柄を中心に、成長性、企業のファンダメンタルズ、株価の割安性等に着目し、投資銘柄を選定します。



配当

企業がその企業活動によって獲得した利益を出資者である株主へ還元します。配当は、代表的な株主還元策として企業から株主に支払われます。

- ・株式投資を行なう際に用いられる「株式の投資価値」を測る指標のひとつで、「株価に対し、1年間でどれだけの配当を受け取ることができるか」を示す数値です。

配当利回り

- ・株式市場全体の配当利回りと市場金利を比較した「株価水準の妥当性」の確認や、個別銘柄の配当利回りからみた個別銘柄の「株価の割安度」を推察できます。

$$\text{配当利回り(%)} = (1\text{株当たり年間配当額} \div \text{株価}) \times 100$$



年4回決算を行ない、基準価額に応じた分配金の支払いをめざす、分配金額をあらかじめ提示する「予想分配金提示型」ファンドです。

毎年2、5、8、11月の各20日（休業日の場合、翌営業日）に決算を行ない分配金の支払いをめざします。

※基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。

分配方針

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、分配対象額の範囲内で、計算期末の前営業日の基準価額に基づき分配します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわない場合があります。
- 計算期末の前営業日の基準価額に応じ、下記の金額の分配をめざします。

計算期末の前営業日の基準価額	分配金額（1万口当たり、税引前）
10,500円未満	配当等収益の水準を考慮して決定した額
10,500円以上11,000円未満	300円
11,000円以上11,500円未満	350円
11,500円以上12,000円未満	400円
12,000円以上12,500円未満	450円
12,500円以上	500円

※計算期末の直前から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等には、上記の分配を行なわないことがあります。

※基準価額に応じて、四半期ごとの分配金額は変動します。基準価額が上記の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配を続ける、というものではありません。

※分配により基準価額は下落します。このため、次期以降の分配金額は変動する場合があります。

主な投資制限

- 株式への直接投資は、行ないません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は、行ないません。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

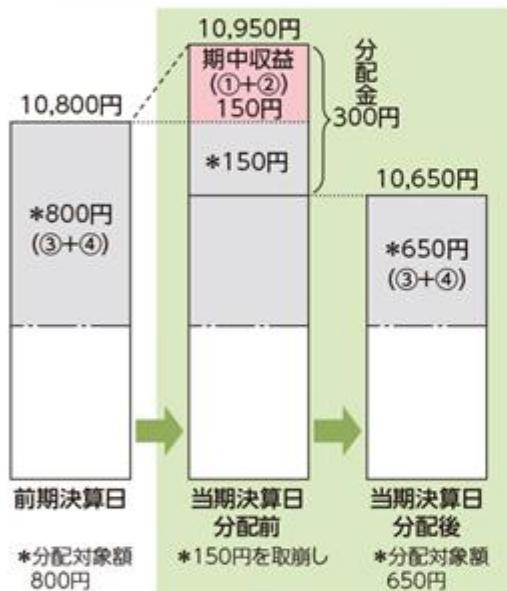
投資信託の純資産

分配金

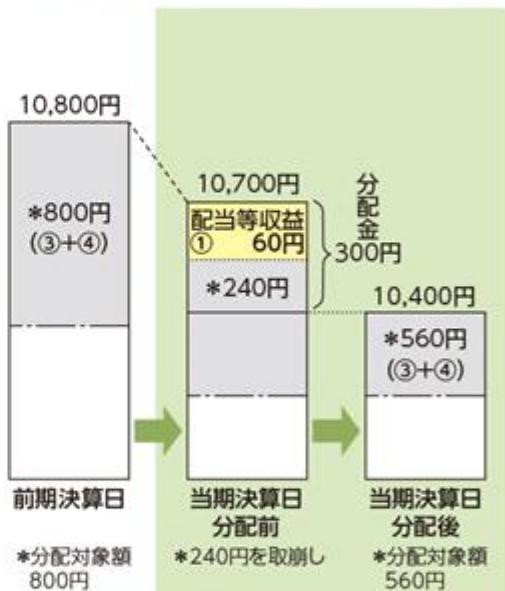
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

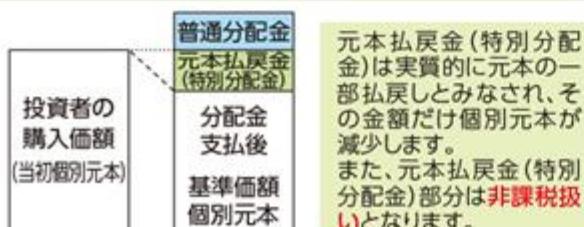


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

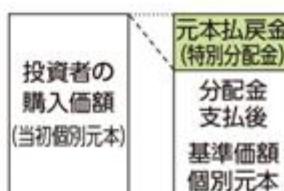
分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



普通分配金 個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本戻し金 (特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本戻し金 (特別分配金)の額だけ減少します。

分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



(2) 【ファンドの沿革】

2016年11月1日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
	収益分配金（注1）、償還金など お申込金（ 3 ）	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払い に関する事務 など
1 収益分配金、償還金など お申込金（ 3 ）		
委託会社	ワイエムアセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2 ）の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
運用指図	2 損益 信託金（ 3 ）	
受託会社	三菱UFJ信託銀行 株式会社 再信託受託会社： 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	信託契約（ 2 ）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
損益 投資		
投資対象	投資対象	
	投資信託証券 など	

（注1）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

ファンドのしくみ

当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。



●組入投資信託証券の運用については、大和証券投資信託委託株式会社が行ないます。

- ・投資信託証券の組入比率は、通常の状態で「日本好配当株ファンド(適格機関投資家専用)」への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

<委託会社の概況（2019年8月末日現在）>

- ・資本金の額 2億円
- ・沿革
 - 2016年 1月 4日 ワイエムアセットマネジメント株式会社設立
 - 2016年 4月14日 投資運用業の登録（登録番号：中国財務局長（金商）第44号）
 - 2017年 8月31日 資本金1億円から2億円へ増資
- ・大株主の状況

名称	住所	所有 株式数	比率
株式会社山口フィナンシャルグループ	山口県下関市竹崎町四丁目2番36号	6,300株	90%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	700株	10%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

主要投資対象

次の各ファンドの受益証券（振替受益権を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

1. 日本好配当株ファンド（適格機関投資家専用）の受益証券
2. 国内株式ファンド（適格機関投資家専用）の受益証券

投資態度

- イ. 主として、日本好配当株ファンド（適格機関投資家専用）の受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。以下同じ。）に投資し、高水準の配当収入の確保と、値上がり益の獲得をめざします。
- ・株式への投資にあたっては、予想配当利回りが高いと判断される銘柄を中心に、成長性、企業のファンダメンタルズ、株価の割安性等に着目し、投資銘柄を選定します。
 - ・J-REIT（不動産投資信託証券）に投資することがあります。J-REITへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ロ. 当ファンドは、日本好配当株ファンド（適格機関投資家専用）と国内株式ファンド（適格機関投資家専用）に投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態で、日本好配当株ファンド（適格機関投資家専用）への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

投資先ファンドの名称	日本好配当株ファンド（適格機関投資家専用）
選定の方針	主としてわが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）に投資し、高水準の配当収入の確保と、値上がり益の獲得をめざして運用するファンド。

投資先ファンドの名称	国内株式ファンド（適格機関投資家専用）
選定の方針	主として、国内株式、国内株式を対象とした株価指数先物取引および国内の債券に投資し、国内の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行なうファンド。

（2）【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として、次の1.および2.に掲げる証券投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）、ならびに次の3.から6.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 日本好配当株ファンド（適格機関投資家専用）の受益証券
2. 国内株式ファンド（適格機関投資家専用）の受益証券
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.および前2.の受益証券を「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次の通りです。

投資先ファンドの名称	日本好配当株ファンド（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	主としてわが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）のうち、予想配当利回りが高いと判断される銘柄を中心に、成長性、企業のファンダメンタルズ、株価の割安性に着目して投資します。
委託会社の名称	大和証券投資信託委託株式会社

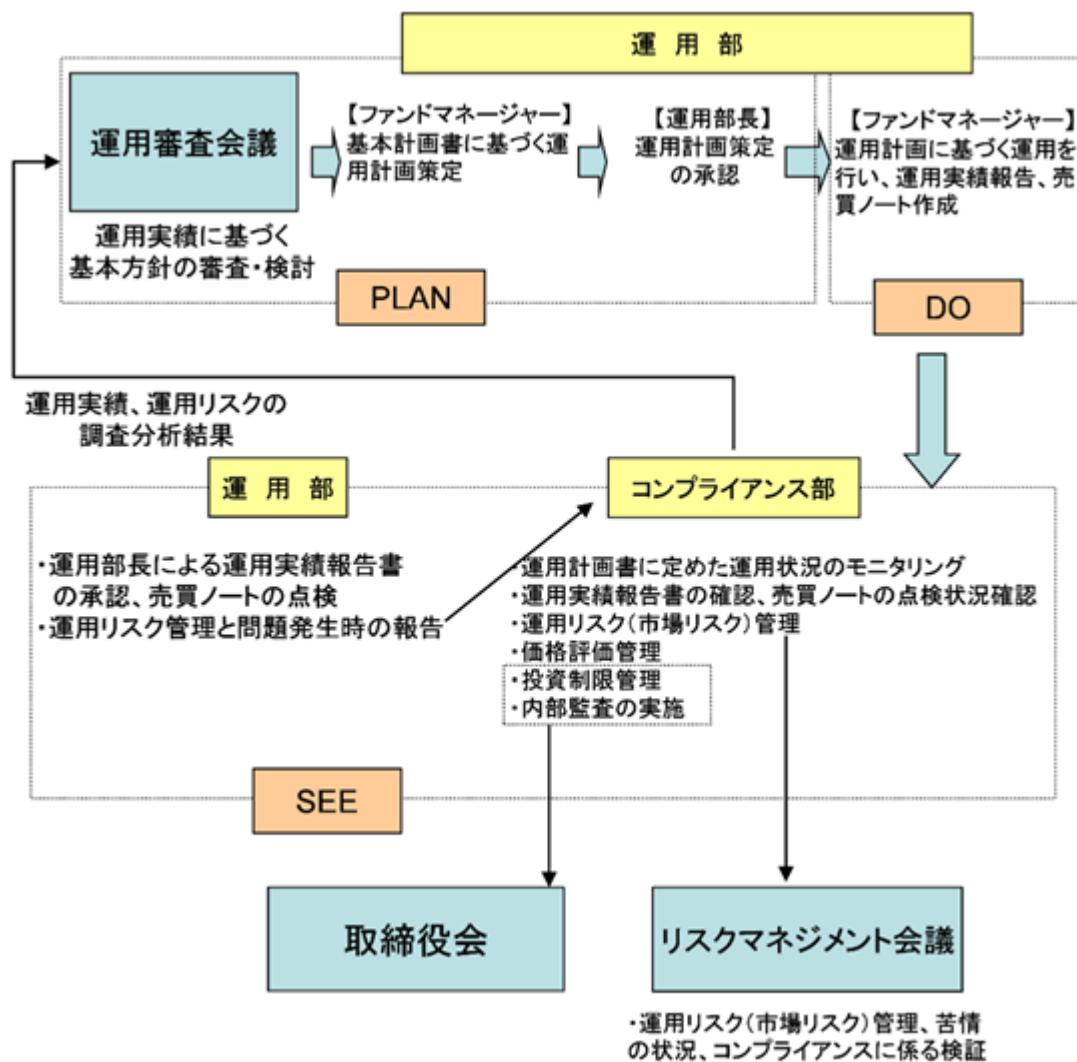
投資先ファンドの名称	国内株式ファンド（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	国内株式、国内株式を対象とした株価指数先物取引および国内の債券に投資します。
委託会社の名称	大和証券投資信託委託株式会社

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。

委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織およびその権限と責任を明示するとともに、運用を行なうに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことの目的とした運用等に係る業務規則を定めています。



<受託会社に対する管理体制>

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は2019年8月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、分配対象額の範囲内で、下記イ. およびロ. に基づき分配します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

イ. 計算期末の前営業日の基準価額（1万口当たり。既払分配金を加算しません。以下同じ。）

が10,500円未満の場合、原則として、配当等収益の水準を考慮して決定した額を分配することをめざします。

口.計算期末の前営業日の基準価額が10,500円以上の場合、原則として、当該基準価額に応じ、

下記の金額（1万口当たり。）を分配することをめざします。

なお、計算期末の直前から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等には、上記の分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

（5）【投資制限】

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行いません。

投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資產（信託約款）

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることになった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

資金の借り入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

口. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

八．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二、借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考>組入投資信託証券の概要

本項は、当ファンドが投資を行なう投資信託証券の投資態度、信託報酬、関係法人等について、2019年11月13日（提出日）現在で委託会社が知り得る情報をもとに記載したものであり、記載内容が変更となる場合があります。

なお、下記の点については、各投資信託証券に共通となっています。

ファンドの関係法人のうち販売会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

1. 日本好配当株ファンド（適格機関投資家専用）

形 態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワ日本好配当株マザーファンド（以下マザーファンドといいます。）の受益証券
投資態度	<p>主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）に投資して、高水準の配当収入の確保と、値上がり益の獲得をめざします。</p> <p>マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。</p> <p>イ）株式への投資にあたっては、予想配当利回りが高いと判断される銘柄を中心に、成長性、企業のファンダメンタルズ、株価の割安性等に着目し、投資銘柄を選定します。</p> <p>ロ）株式の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上とすることを基本とします。</p> <p>マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。</p> <p>株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>信託財産の純資産総額の5%以内でJ-REIT（不動産投資信託証券）（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属するJ-REITのうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）に投資することができます。当該J-REITは、外貨建資産を保有する場合があります。外貨建資産への実質投資割合は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>

マザーファンドの投資態度	<p>主としてわが国の金融商品取引所上場株式に投資して、高水準の配当収入の確保と、値上がり益の獲得をめざします。</p> <p>株式への投資にあたっては、予想配当利回りが高いと判断される銘柄を中心に、成長性、企業のファンダメンタルズ、株価の割安性等に着目し、投資銘柄を選定します。</p> <p>株式の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上とすることを基本とします。</p> <p>株式以外の資産への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>信託財産の純資産総額の5%以内でJ-REIT（不動産投資信託証券）に投資することができます。当該J-REITは、外貨建資産を保有する場合があります。外貨建資産への実質投資割合は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき、分配金の支払いを準備するとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への直接投資は、行ないません。</p>
収益の分配	<p>分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。</p> <p>原則として、配当等収益等を全額分配し、売買益等は基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわない場合があります。</p>
信託期間	無期限（2016年11月2日当初設定）
決算日	1,4,7,10月の各15日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.473%（税抜0.43%）を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和証券投資信託委託株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

2. 国内株式ファンド（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	国内株式マザーファンド（以下マザーファンドといいます。）の受益証券

投 資 態 度	<p>主としてマザーファンドの受益証券を通じて、国内株式、国内株式を対象とした株価指数先物取引および国内の債券に投資し、国内の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。</p> <p>マザーファンドにおいて、追加設定、解約の申込がある場合には、信託財産の純資産総額に設定予定額を加え解約予定額を控除した額を上限に株価指数先物取引の買建てを行なうことがあります。このため、マザーファンドにおいて、株式の組入総額と株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。</p> <p>大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
マザーファンドの投 資 態 度	<p>主として、国内株式、国内株式を対象とした株価指数先物取引および国内の債券に投資し、国内の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。</p> <p>追加設定、解約の申込がある場合には、信託財産の純資産総額に設定予定額を加え解約予定額を控除した額を上限に株価指数先物取引の買建てを行なうことがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は、行ないません。</p>
収 益 の 分 配	<p>分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。</p> <p>原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。</p>
信 託 期 間	無期限（2016年6月20日当初設定）
決 算 日	毎年5月8日（休業日の場合翌営業日）
管 理 報 酬 等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.209%（税抜0.19%）を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
フ ァ ン ド の 関 係 法 人	委託会社：大和証券投資信託委託株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。

ベンチマーク について	該当事項はありません。
----------------	-------------

[組入投資信託証券の委託会社等について]

組入投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下のとおりです。

・沿革

1959年12月12日	設立登記
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号 : 関東財務局長 (金商) 第352号)

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願ひ申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額は、株価の影響を大きく受けます。

その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当します。

コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また、左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間収益率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

各資産クラスの指標

日本 株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国债：NOMURA-BPI国债

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指標のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行ないません。また、株式会社野村総合研究所および各指標のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

J.P.モルガン カバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ グローバル・ディバーシファイド(円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社におけるお買付け時の申込手数料の料率の上限は、2.2%（税抜 2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社：ワイエムアセットマネジメント株式会社）

サポートダイヤル 083-223-7124

<受付時間> 営業日の9:00～17:00

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.8525%（税抜0.775%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.35% (税抜)	年率0.40% (税抜)	年率0.025% (税抜)

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

当ファンドの信託報酬等のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関する信託報酬等がかかります。投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬（年率）の概算値は以下のとおりです。

ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬（年率）は変動します。

組入ファンドの信託報酬を加えた実質的な信託報酬（税込、年率）の概算値

（2019年11月13日（提出日）時点）

ファンド名	実質的な信託報酬率（税込）の概算値
YMアセット・好配 当日本株ファンド	年率1.3255%程度

（注）各組入投資信託証券の信託報酬等について、くわしくは、前掲の「<参考>組入投資信託証券の概要」をご参照下さい。なお、信託報酬等は2019年11月13日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

（4）【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。

一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合せ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたNISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合せ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- () 2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- () 上記は、2019年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- () 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

（1）【投資状況】

（2019年8月末日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	5,440,256,794	99.00
内　日本	5,440,256,794	99.00
コール・ローン、その他 の資産（負債控除後）	55,052,617	1.00
純資産総額	5,495,309,411	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2019年8月末日現在）

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	日本好配当株ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 -	5,255,160,782	1.0519 5,528,348,511	1.0352 5,440,142,441	- -	99.00%
2	国内株式ファンド（適格機 関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 -	90,384	1.2690 114,706	1.2652 114,353	- -	0.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

（2019年8月末日現在）

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	国内	投資信託受益証券	99.00
	小計		99.00
合　計（対純資産総額比）			99.00

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なものの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年8月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2016年11月1日)	1,047,003,636	-	1.0000	-
第1特定期間末 (2017年2月20日)	1,783,221,082	1,840,276,605	1.0939	1.1288
第2特定期間末 (2017年8月21日)	2,715,667,426	2,814,089,683	1.1037	1.1436
第3特定期間末 (2018年2月20日)	4,532,956,451	4,702,404,498	1.2038	1.2488
第4特定期間末 (2018年8月20日)	9,499,280,119	9,804,927,225	1.0878	1.1227
第5特定期間末 (2019年2月20日)	7,091,507,124	7,119,955,822	0.9971	1.0010
第6特定期間末 (2019年8月20日)	5,598,174,662	5,622,761,577	0.9108	0.9147
2018年8月末日	9,849,214,050	-	1.1218	-
9月末日	8,097,863,933	-	1.1580	-
10月末日	7,369,870,158	-	1.0443	-
11月末日	7,575,541,386	-	1.0612	-
12月末日	6,710,922,760	-	0.9349	-
2019年1月末日	6,957,268,374	-	0.9649	-
2月末日	7,095,293,543	-	1.0018	-
3月末日	6,870,049,507	-	0.9866	-
4月末日	6,910,535,808	-	1.0126	-
5月末日	6,335,112,703	-	0.9486	-
6月末日	6,265,842,144	-	0.9645	-
7月末日	6,091,948,936	-	0.9823	-
8月末日	5,495,309,411	-	0.8961	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0350
第2特定期間	0.0750
第3特定期間	0.0900
第4特定期間	0.0800
第5特定期間	0.0080
第6特定期間	0.0080

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	12.9
第2特定期間	7.8
第3特定期間	17.2
第4特定期間	3.0
第5特定期間	7.6
第6特定期間	7.9

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1特定期間	2,313,756,858	683,599,052	1,630,157,806
第2特定期間	1,555,462,558	725,063,928	2,460,556,436
第3特定期間	2,327,881,045	1,022,925,307	3,765,512,174
第4特定期間	5,400,373,317	433,111,013	8,732,774,478
第5特定期間	857,848,215	2,478,448,056	7,112,174,637
第6特定期間	137,697,291	1,103,142,998	6,146,728,930

(注) 第1特定期間の設定数量には当初設定数量を含んであります。

(参考情報) 運用実績

● YMアセット・好配当日本株ファンド

2019年8月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

■ 基準価額・純資産の推移

基準価額	8,961円
純資産総額	54億円

■ 基準価額の騰落率

期間	ファンド
1ヶ月間	-8.4%
3ヶ月間	-5.1%
6ヶ月間	-9.8%
1年間	-18.8%
3年間	—
5年間	—
設定来	+15.9%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

■ 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	直近1年間分配金合計額: 160円											設定来分配金合計額: 2,960円
	第1期 17年2月	第2期 17年5月	第3期 17年8月	第4期 17年11月	第5期 18年2月	第6期 18年5月	第7期 18年8月	第8期 18年11月	第9期 19年2月	第10期 19年5月	第11期 19年8月	
分配金	350円	350円	400円	450円	450円	450円	350円	40円	40円	40円	40円	40円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■ 主要な資産の状況

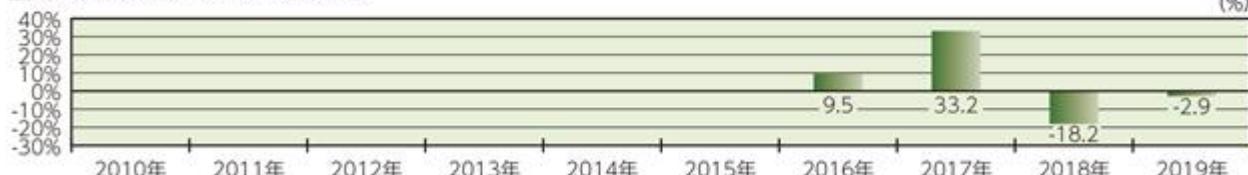
※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
大和証券投資信託委託	日本好配当株ファンド	99.0%
大和証券投資信託委託	国内株式ファンド	0.002%
合計		99.0%

※ファンド名は「(適格機関投資家専用)」を省略しています。

■ 年間收益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの「年間收益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2016年は設定日(11月1日)から年末、2019年は8月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中について1万口当たり1万円）です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料がかかりません。

継続申込期間においては、委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消すことができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合せ先（委託会社）

サポートダイヤル 083-223-7124

<受付時間> 営業日の9:00～17:00

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ymam.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受けを中止することができます。一部解約請求の受けが中止された場合には、受益者は当該受け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（2）主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・投資信託証券：原則として、計算日の前営業日の基準価額で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

サポートダイヤル 083-223-7124

<受付時間> 営業日の9:00～17:00

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ymam.co.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2016年11月1日から2021年11月19日までとします。ただし、（5）により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

毎年11月21日から翌年2月20日まで、2月21日から5月20日まで、5月21日から8月20日まで、および8月21日から11月20日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

（5）【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前2.から前4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2.から前4.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1.の事項（前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知られたる受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を毎年2月および8月の計算期間の末日に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ymam.co.jp/>

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.ymam.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることのできない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2019年2月21日から2019年8月20日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

YMアセット・好配当日本株ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2019年2月20日現在)	当期 (2019年8月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	86,654,415	69,457,730
投資信託受益証券	7,023,205,124	5,543,496,722
未収入金	40,000,000	30,000,000
流動資産合計	7,149,859,539	5,642,954,452
資産合計	7,149,859,539	5,642,954,452
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	28,448,698	24,586,915
未払解約金	14,864,783	7,071,410
未払受託者報酬	478,919	417,856
未払委託者報酬	14,368,478	12,536,498
その他未払費用	191,537	167,111
流動負債合計	58,352,415	44,779,790
負債合計	58,352,415	44,779,790
純資産の部		
元本等		
元本	1 7,112,174,637	1 6,146,728,930
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2 20,667,513	2 548,554,268
(分配準備積立金)	-	72,170,880
元本等合計	7,091,507,124	5,598,174,662
純資産合計	7,091,507,124	5,598,174,662
負債純資産合計	7,149,859,539	5,642,954,452

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位:円)

	前 期 (自 2018年8月21日 至 2019年2月20日)	当 期 (自 2019年2月21日 至 2019年8月20日)
営業収益		
受取配当金	70,977,679	157,128,169
有価証券売買等損益	533,351,755	631,708,402
営業収益合計	462,374,076	474,580,233
営業費用		
支払利息	26,917	21,958
受託者報酬	1,051,694	871,919
委託者報酬	31,552,390	26,159,238
その他費用	420,613	348,698
営業費用合計	33,051,614	27,401,813
営業利益又は営業損失()	495,425,690	501,982,046
経常利益又は経常損失()	495,425,690	501,982,046
当期純利益又は当期純損失()	495,425,690	501,982,046
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	74,719,266	280,665
期首剩余金又は期首次損金()	766,505,641	20,667,513
剩余金増加額又は欠損金減少額	43,467,383	29,677,439
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	29,677,439
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	43,467,383	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	203,559,638	3,592,800
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	203,559,638	-
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	3,592,800
分配金	1 56,935,943	1 51,708,683
期末剩余金又は期末欠損金()	20,667,513	548,554,268

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期 (自 2019年2月21日 至 2019年8月20日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2019年2月20日現在)	当期 (2019年8月20日現在)
1. 1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	8,732,774,478円 857,848,215円 2,478,448,056円	7,112,174,637円 137,697,291円 1,103,142,998円
2. 特定期間末日における受益権の総数	7,112,174,637口	6,146,728,930口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は20,667,513円あります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は548,554,268円あります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 (自 2018年8月21日 至 2019年2月20日)	当期 (自 2019年2月21日 至 2019年8月20日)
1. 1 分配金の計算過程	<p>(自2018年8月21日 至2018年11月20日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(34,310,625円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(651,431,392円)及び分配準備積立金(5,405円)より分配対象額は685,747,422円(1口当たり0.096288円)であり、うち28,487,245円(1口当たり0.004000円)を分配金額としてあります。</p> <p>(自2018年11月21日 至2019年2月20日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,201,313円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(679,355,808円)及び分配準備積立金(5,595,820円)より分配対象額は688,152,941円(1口当たり0.096757円)であり、うち28,448,698円(1口当たり0.004000円)を分配金額としてあります。</p>	<p>(自2019年2月21日 至2019年5月20日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(134,953,322円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(510,299,735円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は645,253,057円(1口当たり0.095164円)であり、うち27,121,768円(1口当たり0.004000円)を分配金額としてあります。</p> <p>(自2019年5月21日 至2019年8月20日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(507,318,964円)及び分配準備積立金(96,757,795円)より分配対象額は604,076,759円(1口当たり0.098276円)であり、うち24,586,915円(1口当たり0.004000円)を分配金額としてあります。</p>

（金融商品に関する注記）
金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 2018年8月21日 至 2019年2月20日)	当期 (自 2019年2月21日 至 2019年8月20日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2019年2月20日現在)	当期 (2019年8月20日現在)
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (2019年2月20日現在)	当期 (2019年8月20日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	273,331,334	264,560,404
合計	273,331,334	264,560,404

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期 (2019年2月20日現在)	当期 (2019年8月20日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 2018年8月21日 至 2019年2月20日)	当期 (自 2019年2月21日 至 2019年8月20日)
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	前期 (2019年2月20日現在)	当期 (2019年8月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9971円 (9,971円)	0.9108円 (9,108円)

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

イ. 株式

該当事項はありません。

ロ. 株式以外の有価証券

種類	銘柄名	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	国内株式ファンド（適格機関投資家専用）	90,384	114,706	
	日本好配当株ファンド（適格機関投資家専用）	5,269,374,540	5,543,382,016	
投資信託受益証券 合計			5,543,496,722	
合計			5,543,496,722	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年8月末日現在)

資産総額	5,500,361,048円
負債総額	5,051,637円
純資産総額 (-)	5,495,309,411円
発行済数量	6,132,223,529口
1単位当たり純資産額 (/)	0.8961円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 貸渡制限の内容

貸渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2019年8月末日現在

資本金の額 2億円

発行可能株式総数 12,000株

発行済株式総数 7,000株

過去5年間における資本金の額の増減

2017年8月 資本金2億円に増資

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド設定会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書をファンド設定会議において審議します。

ロ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用審査会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用審査会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ハ. 運用審査会議

運用部長が議長となり、原則として月1回運用審査会議を開催し、ファンドの運用実績およびリスクとリターンの状況等の報告、ファンド運用に係る基本方針について検討します。

ニ. リスクマネジメント会議

コンプライアンス部長が議長となり、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。

2019年8月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	5	23,157,926,045
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	5	23,157,926,045

3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	208,709	204,993
前払費用	1,429	1,448
未収委託者報酬	43,375	43,880
未収収益	0	0
流動資産合計	253,515	250,322
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	0	0
工具器具備品	0	0
有形固定資産合計	1	0 1
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
敷金	7,490	7,490
投資その他の資産合計	7,490	7,490
固定資産合計	7,490	7,490
資産の部合計	261,005	257,813

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,338	601
未払金	19,614	20,700
未払代行手数料	18,805	19,223
その他未払金	809	1,476
未払費用	4,903	5,315
未払法人税等	2,303	2,023
未払消費税等	2,605	4,181
流動負債合計	30,765	32,822
負債の部合計	30,765	32,822
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
資本剰余金		
資本準備金	150,000	150,000
資本剰余金合計	150,000	150,000
利益剰余金		
その他利益剰余金	119,760	125,008
繰越利益剰余金	119,760	125,008
利益剰余金合計	119,760	125,008
株主資本合計	230,239	224,991
純資産の部合計	230,239	224,991
負債及び純資産の部合計	261,005	257,813

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	165,970	232,413
営業収益計	165,970	232,413
営業費用		
代行手数料	75,110	111,477
外注費	7,836	7,190
通信費	24,277	24,992
印刷費	15,610	11,112
広告宣伝費	1,819	858
諸会費	390	812
営業費用計	125,044	156,443
一般管理費		
給料手当	1	41,400 1
旅費交通費		1,834 1,167
地代家賃		7,688 7,886
減価償却費		4,022 -
租税公課		2,629 2,388
諸経費		5,910 6,402
一般管理費計		63,484 80,634
営業損失		22,559 4,663
営業外収益		
受取利息		1 2
雑収入		3 0
営業外収益計		4 2
経常損失		22,554 4,661
特別損失		
減損損失	2	14,580 -
特別損失計		14,580 -
税引前当期純損失		37,134 4,661
法人税、住民税及び事業税		668 586
法人税等合計		668 586
当期純損失		37,803 5,248

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位 : 千円)

資本金	株主資本					純資産 合計	
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	100,000	50,000	50,000	81,957	81,957	68,042	68,042
当期変動額							
新株の発行	100,000	100,000	100,000			200,000	200,000
当期純損失				37,803	37,803	37,803	37,803
当期変動額合計	100,000	100,000	100,000	37,803	37,803	162,196	162,196
当期末残高	200,000	150,000	150,000	119,760	119,760	230,239	230,239

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位 : 千円)

資本金	株主資本					純資産 合計	
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	200,000	150,000	150,000	119,760	119,760	230,239	230,239
当期変動額							
当期純損失				5,248	5,248	5,248	5,248
当期変動額合計				5,248	5,248	5,248	5,248
当期末残高	200,000	150,000	150,000	125,008	125,008	224,991	224,991

注記事項

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物附属設備については定額法、工具器具備品については定率法を採用しております。

また、耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 10～15年

工具器具備品 10年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。また自社利用のソフトウェアについては、当社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

収益認識に係る会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約による履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（表示方法の変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当金額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）	(単位：千円)	
	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
建物附属設備	2,980	2,980
工具器具備品	997	997

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
出向者人件費親会社負担額	67,586	30,141
出向者人件費当社負担額	-	30,141

なお、出向者人件費親会社負担額については、親会社が負担しているものであり、当社損益計算書には計上されておりません。

2 減損損失

当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

場 所	用 途	種 類
本社(山口県下関市) 東京事業部(東京都中央区)	事業用資産	建物附属設備、工具器 具備品、ソフトウェア

当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。

継続的に営業損失を計上しており、投資額の回収に時間を要す見込みであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額14,580千円（建物附属設備2,515千円、工具器具備品665千円、ソフトウェア11,399千円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	3,000株	4,000株		7,000株	注

(注) 普通株式の発行済株式数の増加4,000株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	7,000株			7,000株	

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金に限定しており、また資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、流動性リスクは僅少であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2018年3月31日） （単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	208,709	208,709	
(2) 未収委託者報酬	43,375	43,375	
資産計	252,085	252,085	
(1) 未払金	19,614	19,614	
負債計	19,614	19,614	

当事業年度（2019年3月31日） （単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	204,993	204,993	
(2) 未収委託者報酬	43,880	43,880	
資産計	248,874	248,874	
(1) 未払金	20,700	20,700	
負債計	20,700	20,700	

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

（1）預金、（2）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

（1）未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 （単位：千円）

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
敷金	7,490	7,490

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	(単位:千円)	
	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注1）	34,519	37,782
入会金否認	1,056	713
減価償却超過額	4,995	3,627
一括償却資産の損金不算入額	37	73
繰延税金資産小計	40,608	42,197
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注1）	-	37,782
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	4,413
評価性引当額小計	40,608	42,197
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2019年3月31日）	(単位:千円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	37,782	37,782
評価性引当額	-	-	-	-	-	37,782	37,782
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実行税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)山口 フィナン シャルグ ループ	下関市 竹崎町	50,000	持株会社	(被所有) 直接90.0	出向者の 受入	出向者人件費 (注1) 増資の引受 (注2)	67,586 180,000		
主要株主	(株)大和証 券グル ープ本社	東京都 千代田区	247,397	子会社の統 合・管理	(被所有) 直接10.0	当社への 出資	増資の引受 (注2)	20,000		

条件および取引条件の決定方針等

(注1) 出向契約に基づき、出向者人件費については、親会社が負担しています。

(注2) 当社が行った第三者割当増資を1株につき5万円にて親会社及び主要株主が引き受けたものであります。

(注3) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株 山 口 フィナン シャルグ ループ	下関市 竹崎町	50,000	持株会社	(被所有) 直接90.0	出向者の受入	出向者人件費 (注1)	60,282	未払費用	2,039

条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 出向契約に基づき、出向者人件費については、親会社及び当社が各50%負担しています。
- (注2) 上記取引金額には消費税等が含まれてありません。期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	株山口銀行	下関市 竹崎町	10,005	銀行業		投信の販売委託	投信販売(注1)	40,422	未払代行手数料	11,154
同一の親会社を持つ会社	株もみじ銀行	広島市 中区	10,000	銀行業		投信の販売委託	投信販売(注1)	21,179	未払代行手数料	4,193
同一の親会社を持つ会社	ワイエム 証券(株)	下関市 豊前田	1,270	金融商品 取引業		投信の販売委託	投信販売(注1)	9,667	未払代行手数料	2,663
同一の親会社を持つ会社	三友(株)	下関市 竹崎町	50	不動産業		事務所の 賃借	賃借料の支払 (注1)	7,490	敷金 前払費用	7,490 674
主要株主の子会社	大和証券 (株)	東京都 千代田区	100,000	金融商品 取引業		出向者の受入	出向者人件費 (注2)	23,040		
主要株主の子会社	大和証券 投資信託 委託(株)	東京都 千代田区	15,174	投資運用業		出向者の受入	出向者人件費 (注2)	18,360		

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 出向契約に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。
- (注3) 上記取引金額には消費税等が含まれてありません。期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	(株)山口銀行	下関市竹崎町	10,005	銀行業		投信の販売委託	投信販売(注1)	45,537	未払代行手数料	10,408
同一の親会社を持つ会社	(株)もみじ銀行	広島市中区	10,000	銀行業		投信の販売委託	投信販売(注1)	25,056	未払代行手数料	3,836
同一の親会社を持つ会社	ワイエム証券(株)	下関市豊前田	1,270	金融商品取引業		投信の販売委託	投信販売(注1)	36,409	未払代行手数料	4,104
同一の親会社を持つ会社	三友(株)	下関市竹崎町	50	不動産業		事務所の賃借	賃借料の支払(注1)	7,490	敷金前払費用	7,490 674
主要株主の子会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業		出向者の受入	出向者人件費(注2)	17,706		
主要株主の子会社	大和証券投資信託委託(株)	東京都千代田区	15,174	投資運用業		出向者の受入	出向者人件費(注2)	14,940		

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 出向契約に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。
- (注3) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

(株)山口フィナンシャルグループ（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	32,891.40円	32,141.62円
1株当たり当期純損失金額	7,088.10円	749.77円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
当期純損失(千円)	37,803	5,248
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	37,803	5,248
普通株式の期中平均株式数(株)	5,333	7,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（2019年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 (2019年3月末日現在)	事業の内容
株式会社山口銀行	10,005	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社もみじ銀行	10,000	
株式会社北九州銀行	10,000	
ワイエム証券株式会社	1,270	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2019年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

2019年3月5日	臨時報告書
2019年5月13日	有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書
2019年6月3日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2019年6月18日

ワイエムアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 與直
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているワイエムアセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワイエムアセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年9月30日

ワイエムアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阿 部 與 直
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているYMアセット・好配当日本株ファンドの2019年2月21日から2019年8月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、YMアセット・好配当日本株ファンドの2019年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。